第百四十七条第一項第四号中「事項」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　新事業活動計画（第十一条の二に規定する規制の特例措置に係るものに限る。）に関する事項　経済産業大臣及び法務大臣

第百四十七条第一項第六号中「事業再編計画」を「事業適応計画」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する事項　経済産業大臣及び財務大臣

第百四十七条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　事業再編計画に関する事項　事業再編計画に係る事業を所管する大臣

第百四十九条中「第二十三条第一項」を「第十七条の二第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第二十三条第一項」に改め、「又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。

第百五十六条第一号中「第四十三条」を「第二十一条の二十三又は第四十一条」に改め、同条第二号中「第四十五条第一項」を「第二十一条の二十五第一項又は第四十三条第一項」に、「せず」を「しないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し」に改める。

第百五十八条中「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第百五十九条中「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」を「第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項」に改める。

第百六十二条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、又は虚偽の届出をした者

二　第十一条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第三条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　中小企業の事業継続力強化」を「第四章　中小企業の先端設備等導入
第一節　先端設備等導入（第四十九条―第五十四条）
第二節　支援措置（第五十四条）
第五章　中小企業の事業継続力強化」に、「第四十九条―第五十三条」を「第五十五条―第五十九条」に、「第五十四条―第五十八条」を「第六十条―第六十四条」に、「第五十九条・第六十条」を「第六十五条・第六十六条」に、「第六十一条―第六十九条」を「第六十七条―第七十五条」に、「第六章」を「第七章」に、「第七十条」を「第七十六条」に改める。

第一条中「並びに」を「、中小企業の先端設備等導入の支援並びに」に改める。

第二条第五項第四号中「プログラムをいう。」の下に「第十四項及び」を加え、「以下」を「第四十三条第一項及び第二項において」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「取得した又は」を「取得した若しくは」に改め、同項第九号中「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。）」を削り、「（同条第四号に掲げる企業組合をいう。）、」を「又は」に改め、「（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項

イ　先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

ロ　先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

ハ　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

第十四条第一項中「の全部」を「（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であって、中小企業者及び組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。）の全部」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第五十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二十八条中「第二条第十一項第九号」を「第二条第十項第九号」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百八十五号）」を加える。

第二十九条第一項中「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

第七十条第一項中「第六十五条」を「第七十一条（第五項を除く。）」に改め、同条を第七十六条とする。

第六章を第七章とする。

第六十九条第一項中「及び」を「、経済産業大臣及び」に改め、同条第二項中「第六十七条第十一項」を「第七十三条第十一項」に改め、第五章中同条を第七十五条とし、第六十八条を第七十四条とする。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同条第四項中「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」を「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十五条第四項」を「第七十一条第四項」に改め、同条第八項中「第二条第十一項第八号」を「第二条第十項第八号」に改め、同条を第七十三条とし、第六十六条を第七十二条とする。

第六十五条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

6　特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　特定市町村は、認定先端設備等導入事業者について、その先端設備等導入の状況を把握するための調査を行うものとする。

第六十四条に次の一項を加える。

9　特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第六十四条を第七十条とする。

第六十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。

第六十三条を第六十九条とし、第六十二条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とする。